

霞ヶ浦庁舎機械警備業務委託 仕様書
(長期継続契約)

1 業務の目的

警備対象施設に機械警備の開始、解除のための切替スイッチなどの警備機器及び人感センサー等の感知機器類、これに付随する一切の設備等（以下「警備機器類」という。）を取り付け、機械的遠隔監視により、不法侵入及び盗難防止並びに火災等異常事態を早期発見するとともに、その他の不良行為を排するため警備業務を委託し、施設物件の保全を図り、その業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

2 業務名

霞ヶ浦庁舎機械警備業務委託（長期継続契約）

3 履行期間及び警備時間

履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

警備時間 機械警備については、庁舎が無人となり、警備機器類をセット（施錠）したときから解除（解錠）までの間とする。
火災監視及び停電監視については 24 時間対応とする。

4 警備対象施設

(1) 名 称 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎

(2) 所 在 地 かすみがうら市大和田 562 番地

5 警備の方式と方法

(1) 警備方式

機械警備を主体とした警備方式とする。

(2) 警備方法

ア 警備機器類を既設の自動火災報知設備受信機に接続し、火災監視を 24 時間行うこと

イ 警備機器類は停電を感知する機能を有するものとし、停電監視を 24 時間行うこと。

ウ 本市職員が退庁し、施設が無人となる際に警備機器類による警備を開始するものとし、侵入監視を行うこと。

また、毎日不定時期の午後 9 時以降の夜間 1 回以上、施設の内部及び外周巡回警備を行うこと。

6 警備機器類の設置及び工事費

- (1) 警備機器類の種類及びその設置は別紙・別図のとおりとする。

また、あらかじめ本市担当職員と協議の上、機器設置図を作成し、承諾を受けてから設置すること。

- (2) 警備機器類は受託者が設置し、受託者の所有とする。

- (3) 警備機器類は、令和7年4月1日から正常に作動できるように設置すること

なお、設置作業実施日については、本市と協議し決定すること。

- (4) 契約終了後に警備機器類を撤去する場合は、本市担当職員と協議の上、速やかに撤去作業を行い、本市担当職員による検査を受けること。

なお、撤去作業にあたっては、原則、原形に復旧するものとし、撤去に要する費用は、全て受託者の負担とする。

- (5) 警報移送に用いる電話回線は、一般回線を利用すること。

なお、本市が庁舎で使用している電話回線（一般回線）を無償で利用することができるものとする。

7 警備任務及び緊急時における措置

- (1) 受託者は、受託者の監視センターに警備員1名以上を常駐させ、異常発生を感知した場合は、現地に25分以内に到着できる体制を整えること。

- (2) 警備対象施設の異常発生を感知したときは、即刻当該施設に急行し、異常事態の確認を行うこと。

また、必要に応じて施設の責任者並びに関係諸機関に通報すること。

8 操作方法

受託者は操作説明書を委託者に発行する。また、委託者の要望に応じ、年1回程度の操作説明を行うこと。

9 点検保守

- (1) 警備機器類は、常に良好な状況を維持し、毎日正常に作動しているか確認すること。

- (2) 本市は、警備機器類の取り扱いについて十分注意するものとし、故障又は異常を発見したときは、遅滞なく受託者に通知するものとする。受託者が通知を受けたときは、速やかに警備装置の点検修理を行い、その結果を本市に報告すること。

なお、修理に要する費用は受託者の負担とする。

ただし、本市の故意又は重大な過失により警備機器類が故障した場合はこの限りでない。

10 警備実施中の事故報告

本市は警備実施中に事故による損害が発生した場合、その事実を知った日から7日以内に書面をもって受託者に通知するものとする。

11 損害賠償

受託者は、警備実施中に受託者の過失により、本市の職員及び財産並びに第三者に損害を与えた場合は、その全てについて受託者が損害賠償責任を負わなければならない。受託者は損害賠償に備え、損害保険等に参加するなどの対策を講じること。

ただし、次の事項については免責とする。

- (1) 天災地変その他不可抗力による場合。
- (2) 警備機器類が正常に作動したにもかかわらず、受託者の責任とならない理由で通信回線に送信が行われない状態にあったためによる場合。
- (3) 本市の責任となる理由により、警備機器類が正常に作動しなかった場合。

12 検査

本市において、警備機器類の作動状況及び警備車両並びに警備員の設置状況を検査することがあるが、その際は予告なしで行うことができるものとする。

13 鍵の貸借

本業務の履行に際し必要となる鍵は、本市及び受託者の双方が鍵を貸借し、善良な管理者の注意をもって管理を行うものとする。

なお、契約終了後、双方とも速やかに返却を行うものとする。

14 緊急出動料金

緊急出動料金は、その一切を委託料に含む。

15 協議

本仕様書に関し、疑義が生じたときは、協議の上決定する。

16 提出書類

- (1) 委託契約締結後、庁舎を調査し、警備実施計画書を作成すること。
また、本市担当職員の承諾を受け、1部提出すること。

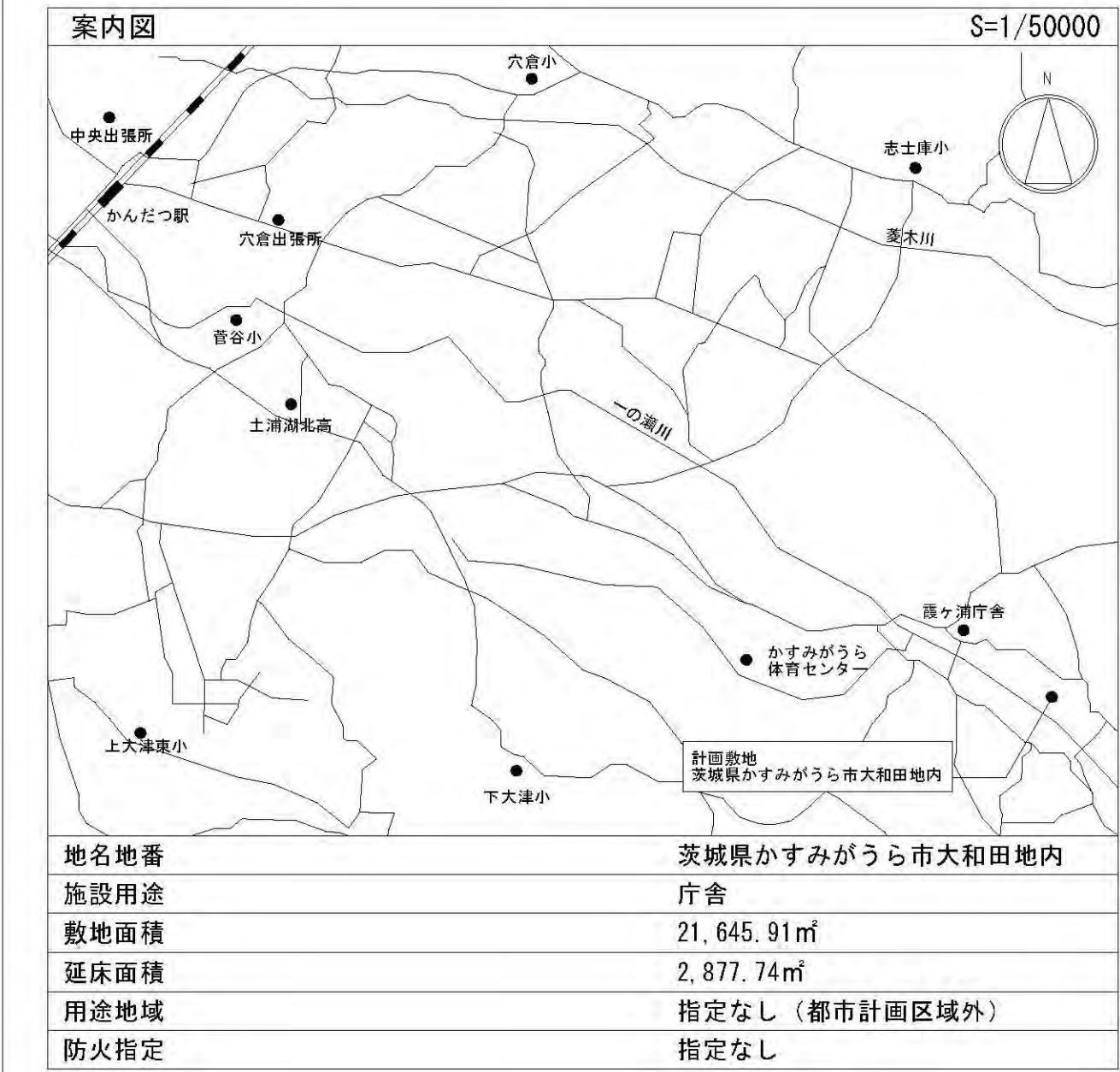
- (2) 緊急時連絡体制表を作成し、1部提出すること。
- (3) 日々の警備において、警備機器から異常通報による巡回及び定期巡回の対処した事項は、速やかに施設管理者へ文書で報告すること。
- (4) 警備報告書は、当該月のものをまとめて翌月10日までに作成の上、本市担当職員へ1部提出し履行確認を受けること。

(別紙)

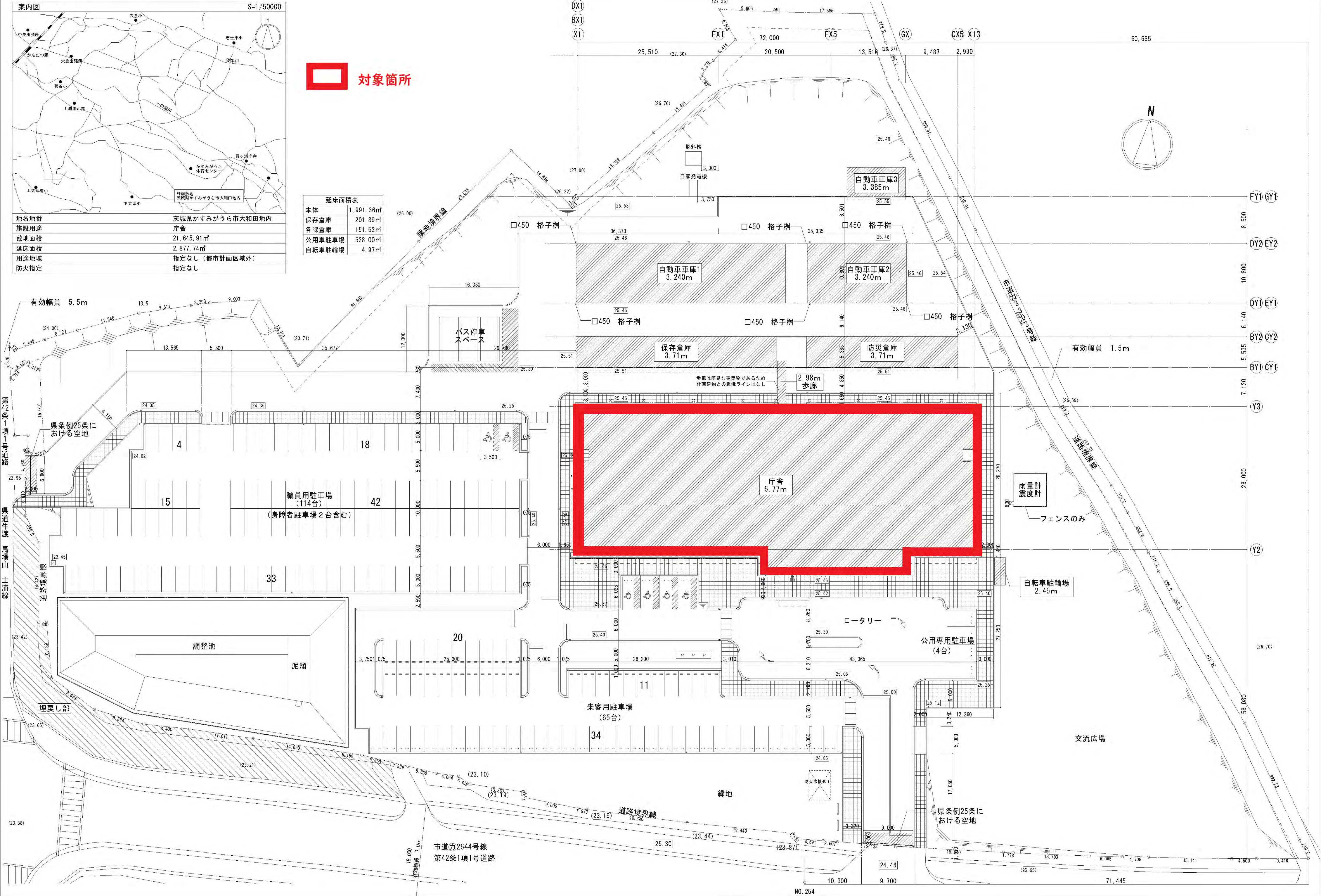
警備機器一覧表

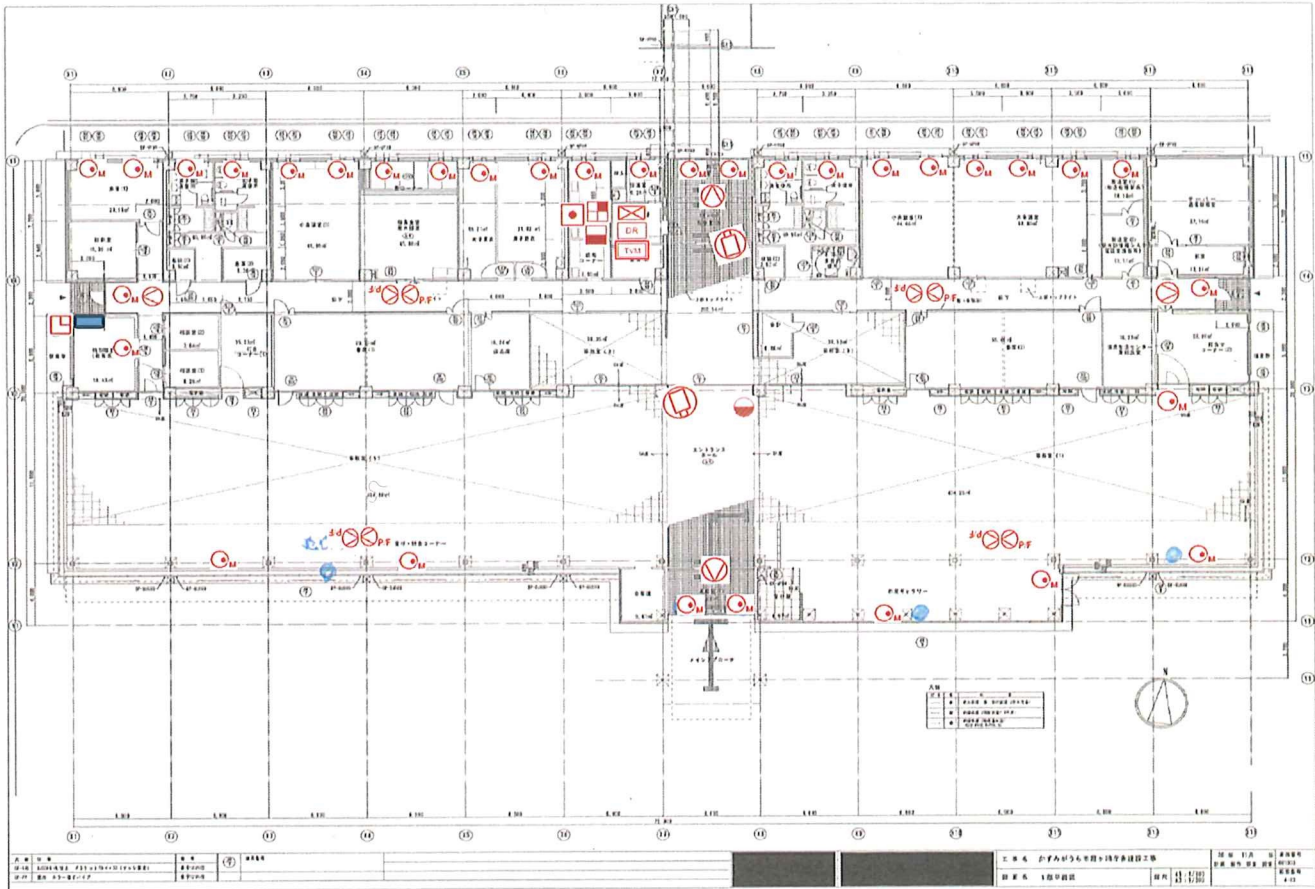
機器名称	数量	単位
非常通報装置	1	台
多チャンネル受信ユニット	1	台
中継器	1	台
接点入力型送信機	1	台
マグネットスイッチ	6 0	個
出力増設ユニット	1	台
パッシブセンサ(立体)	4	台
パッシブセンサ(面)	1 0	台
電気錠制御コントローラ	1	台
非接触リモコン	1	台
モバイルボックス	1	台
警備用電源装置	2	台
電気錠制御コントローラ用リレーユニット	1	台
4CH ハイブリッドデジタルレコーダー(2TB)	1	台
屋内専用ドーム型 HD-TV1 カメラ	2	台
21.5 型ワイド液晶モニタ	1	台
セキュリティタグ	50	枚

※警備を実施するために設置する警備機器は、原則的に上記警備機器のとおりとするが、この業務を適切に実施するために他機器の設置が必要な場合は、適宜受託者費用負担にて設置すること。



延床面積表	
本体	1,991.36㎡
保存倉庫	201.89㎡
各課倉庫	151.52㎡
公用車駐車場	528.00㎡
自転車駐輪場	4.97㎡





NO.	機器名称	台	記号
①	非常通報装置	1	
②	モバイルボックス	1	
③	多チャンネル受信ユニット	1	
④	ワイヤレス中継機	1	
⑤	警備用電源装置	2	
⑥	パッシブセンサー（面）	8	
⑦	パッシブセンサー（立体）	4	
⑧	マグネットセンサー	60	
⑨	非接触リモコン	1	
⑩	ネットワークビデオレコーダー	1	
⑪	ドームカメラ	2	
⑫	モニター	1	
⑬	電気錠制御盤	1	

アドレス	物件名	かすみがうら市役所霞ヶ浦庁舎	住所	作成者
------	-----	----------------	----	-----